

「社会教育法第20条 事業の目的」一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育・学術・文化の事業・教養向上・健康増進・福祉の増進、文化振興等の事業を行う。

社会教育(生涯学習)事業体系

社会教育における教育的な陶冶(学習)、すなわち、学習というのは、「人間が、意識・態度・行動等を変容させること、新しい知識・技術が獲得されること」として捉え、教育を「人間の十分な成長・発達を企図する、人間の意図的な営み」という、何らかの好ましい価値を媒介とした関係として把握・認識することが重要です。

2020/12/1

年代(背景)	公的 社会教育活動(社会教育計画→公民館活動へ)	職員養成と研修計画	公民館の課題事業・実践活動	課題と学習活動	民間等の活動	
s21	文部次官通牒 寺中構想 戦後復興		戦後復興	青空公民館	青年団、婦人会等	
s22	教育基本法 → 教育委員会法 教育行政		戦後復興	民主主義・基本的人権		
s25	社会教育法(公民館・図書館・博物館)、職員は社会教育に関する識見と経験を要する→専門性		新しい時代へ	生活改善	地域公民館づくり	
s35	社会教育法一部改正 国庫補助制度 → 自治体の社会教育施設整備費助成 → 施設の機能と役割	→ 館長・主事養成講座	経済成長	コミュニティ形成		
s40年代	地方自治体の社会教育体制整備の推進、事業活動の樹立 → 事業に対する専門的な知識・技術を要す(新しいコミュニティ形成)		習志野の社会教育体制整備(文化財保全・公民館・図書館)			
s45	家庭教育	(学社連携) (職員養成・研修) 国社研、県公連、 館長会、主事部会(市) ・家庭教育・学校教育の推進 ・社会教育との連携	・事業・活動プログラム化 ・講座プログラム化 ・学習プログラム化	社会教育に基づく 地域文化形成・学習 ・サークル活動、団体育成 ・子どもと若者の 人間形成と地域文化 ・地域の共同性の醸成 組織力・マネジメント力 ・地域の伝統文化等 文化力の創造・継承 (音楽文化等)	カルチャーセンター 通信講座 (活動イノベーション) 資格講座 専科教室 専修専門学校 大学公開講座 協同事業(公民館50年の記録) 研究開発事業 専門職、社会教育士の役割	
習志野市	・幼児家庭教育学級					・職員研修 ・連研修 (地区学習圏会議設置) ・会議の運営・指導 ・実技講習(広報、HP等) ・講演・講座・プログラム学習 ・情報化アプリ活用講習会 ・講演・講座、イベント ・組織活動支援(団体支援) →芸文協、第九、音協
文教住宅	・明日の親学級					
都市憲章	・PTA家庭教育学級					
3つの教育方針	・青・少年→子ども会育成会、単子子ども会 成人式 ・成人→ 学級 講座 教室 グループ活動 ・高齢者→ 学級 講座 クラブ活動(シルバー人材、敬老会) ・団体育成 サークル研修 → 自立化支援	生涯学習とは、(地域人材の育成) h15文通達 「事業に対する専門的 知識・技術を要する」 社会教育関係団体育成・支援	・リカレント学びなおし ・活動のイノベーション			
急激な社会変革 新しいまちづくり 対応、コミュニティ形成 (46答申)	・音楽・文化振興 → 習志野文化ホール、音楽協会、→第九合唱、学校音楽祭 ・公開大学講座(市内大学) → 市民大学(行政主催) ・市民カレッジ(教委) ボランティア育成 → 実践活動 「地区学習圏会議活動」 → (地域ネットワークづくり) → まちづくり学習会 ・まちづくり活動 会議 → 学習会 → 講座の開催 ・学びなおし・リカレント教育 (市民カレッジ → 協働活動)					
生涯教育 (56答申)	・情報講座 (市民講座→行政) → 情報機器の活用 ソフトウェアの活用 ・国際交流 ・教養講座(各公民館) 政治・社会・経済、自然・環境保全、 歴史・文化、民俗、音楽・芸術					
生涯学習振興法 (04答申)	・情報講座 (市民講座→行政) → 情報機器の活用 ソフトウェアの活用 ・国際交流 ・教養講座(各公民館) 政治・社会・経済、自然・環境保全、 歴史・文化、民俗、音楽・芸術					
(h09NPO法)h16-h20法人法改正 時代に対応する学習(生学審)	・国際交流 ・教養講座(各公民館) 政治・社会・経済、自然・環境保全、 歴史・文化、民俗、音楽・芸術					
(h18中教審答申)→文科省 (h28地方創生)→総務省	・国際交流 ・教養講座(各公民館) 政治・社会・経済、自然・環境保全、 歴史・文化、民俗、音楽・芸術					
h29 社教法改正→地域・学校協働→行政支援 (社会教育主事の役割)	・国際交流 ・教養講座(各公民館) 政治・社会・経済、自然・環境保全、 歴史・文化、民俗、音楽・芸術					

* 上記表は、社会教育の生涯学習化への移行期(平成4年)職員主事部会で整理されたものを元に
 公民館の施設統合、再生化を契機に中央館(菊田公民館)での事業計画を明確化し、地区館での業務の定型化を図るものである。

したがって、中央館職員の業務は、各事業等の目的・活動を明確に説明し、地区館職員の実践を「部会研修会」を通してプログラム等の指導・支援をする。
 地区館職員は、公的機関の職員研修・講習会に参加し、また中央館職員(社会教育主事)のプログラム編成・実践の指導・助言を行う。
 従来は、国社研、県公連、館長会、主事部会が任・役割(研修会)を担っていた。再編を契機に職員専任態勢の復活をさせる。

- 主事等専任職員の役割(専門職員の配置と研修体制)
- ・職員研修会、主事養成講習会、プログラム編成指導・相談、実践方法の研究・指導
 - ・時代に対応する活動の研究(リカレント教育)、業務対応の研究(経営化・マネジメント)
 - ・地区館業務の遂行と窓口業務の委託
 - ・庶務・経理の励行、窓口業務(施設サービスのシステム化)、活動相談の改善

公民館の課題と学習(20条社会教育事業の推進、23条政治、宗教、営業活動の禁止)

- 地域文化形成
- ・子どもと若者の人間形成と地域文化振興
 - ・地域の共同性の醸成(コミュニティ形成とリカレント教育)
 - ・地域の伝統文化等文化力の創造・継承
 (音楽文化振興 → 新しい文化ホールづくりへ)
 - ・地域組織のマネジメント力(h29 社教法改正→地域・学校協働→行政支援)
 (社会教育主事の役割)

平成16年以降、行政改革、財政健全化策に対応すべく
 教育委員会では社会教育施設(教育機関設置条例に規定する公民館、図書館)における
 施設の管理・運営の委託(法に基づく社会教育事業と施設提供等サービスの差別化)を推進するうえで、
 ・図書館における本来業務(蔵書整備・資料保存・レファレンス等)と施設管理・図書貸出業務の区分し
 ・公民館においても社会教育法に準じる事業(学級・講座活動)と施設管理・施設提供業務の区分した。

(経過)

学ぶこと→人間らしく生きる→学びの主体性→より良い社会形成へ

人間性 →個人の自由、平和な社会、民主主義、

82～87 中曽根内閣 三公社(国鉄、専売公社、電電公社)の民活・民営化

→市場主義、経済活性化(レーガノミクス・サッチャリズム等)

84～87 臨時教育審議会(時限立法) →教育の民営化、市場化路線だったが、

→内閣は、国家主義路線 →教育基本法改正の道筋 →憲法改正へ

文部省は、教育の自由化論 →教育の公共性、教育の自由化論を発展させ、

供給の自由から →学ぶ主体の自由へ

→個人の尊厳、自由、学習の主体性の涵養が目的

そこで、教育改革の視点を打ち出す

① 個性の重視(個人の尊厳、個性の尊重、自由、自律、自己責任の原則) ←憲法13の人権規定に準拠、→生命、自由、幸福追求の権利を保障 →戦後の教育基本法に帰属へ

② 生涯学習体系への移行 →学校内外、年齢を問わず学ぶ 生涯教育から生涯学習へ ← 個人の尊厳規定に基づく

③ 変化への対応 (情報化・国際化) ←30年前から、学習者の主体性を根拠とした

臨教審のパラドックス

文部省では、寺脇さん →総合学科の指導 ←普商工農科の序列化から、→学びながら考える → 社会への選択枝を考え、自らのカリキュラムを思考 →自らの行動

小中の総合的な学習の視点、← 学習者の視点

2000 森内閣 教育改革国民会議 → 教育基本法の改正、道徳の教科化、奉仕活動の義務化

↓ 小泉内閣 米百俵 → 行革へ 中教審で検討へ

教育の目的は、→前提、学問の自由、教育行政→不当な支配に服しない、(憲法との整合性を、教育とのリンケージを確保)

2006 安倍内閣 教育基本法改正へ

第二次政権で 道徳教育の教科化 (文科省の面縦腹背、価値の押し付けでなく自ら考える、議論する)

↓

教科書改訂 (教科書の定型化)

「星野君の2塁打」

監督の指示に従わず、ヒットを打ってしまった。

ルールを守る → 咎め、懲罰した

指導において

ルールの押し付けから

問題、課題の抽出

それぞれの立場からの議論へ

・指示は守るべき

・打つ自信があった

・バント指示でなくヒットエンドラン

・出場停止でなく監督解任

などの議論、指導を(中断読み指導)→ 問いかけへ

(学ぶことの意義)←学ぶことがベース

学問の自由、教育・行政の関係の適正化、教えから学習者の主体性尊重を堅守する

・学習主体

自分で学ぶ→カリキュラム化→学習判断→行動へ

・行政

人、人材を大事にする

学習者を助け、支える

命令ではなく、応援していく

・現場主義

現場から出発し、学習を通しての課題解決、そして、現場に帰着する。

憲法精神→教育基本法理念→教育の樹立へ

教師の主体性

現実的な政治教育を →ガイドライン→クリティカルシンキング→

課題

平成29年法改正による、今後の社会教育、専門職の社会教育士の役割について

施設老朽化対応ばかりでなく、法に準拠した社会教育の樹立、適正事業の確率、専門職員の役割、身分保全を。